

# 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和3年10月5日(火) 午前10時00分～午前10時45分				
②	会	場	大洲市役所2階大ホール／長浜支所別館1階会議室／肱川公民館3階会議室 (ウェブ会議)				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員		36	往見康範			
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長	富永次長		菊地係長(農地)		
		菊地主査(農政)					
⑦	農林水産課	菊池課長	竹田課長補佐		大田主事		
⑧	会議の内容		議案第70号	農地法第3条の規定による許可申請について			
			議案第71号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について			
			議案第72号	非農地証明について			
			議案第73号	農用地利用集積計画の決定について			

事務局（局長）	只今から、令和3年第10回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	ありがとうございました。それでは、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は、農業委員19名中19名、農地利用最適化推進委員20名中19名で、定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、36番 徂見康範委員より、欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、5番 西岡輝治委員と6番 台越正洋委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第70号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、阿蔵の土地、畑1筆・592㎡の内20㎡。地役権の設定者である譲渡人が、自身の農地への進入路に対して、期間永年の地役権設定を行います。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事しています。</p> <p>2番、菅田町菅田の土地、田3筆・1,746㎡、畑12筆・3,321㎡。経営移譲年金受給中である譲渡人の父と、譲受人の子との間で設定している使用貸借権が期間満了となるため、10年間の使用貸借権設定を行います。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事し、現況を引き継ぎつつ、水稻及び野菜の栽培をするものです。</p> <p>以上、2件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
1番	<p>1番案件のご説明をいたします。議案説明資料2ページも参考にしてください。</p> <p>1番案件は、地役権の設定を行うものです。</p> <p>申請地は、久米公民館の北東約1.1kmにある農地で、申請地の奥にある自己所有の農地に入るための進入路を設置するものです。</p> <p>調査結果ですが、地役権設定ということで、議案説明資料に記載のとおり、農地法第3条第2項の第4号と第7号のみが許可基準であり、その規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま</p>

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)

2番。

11番

それでは2番案件のご説明をいたします。議案説明資料の3ページを参考にしてください。

2番案件は、10年間の使用貸借権の設定を行うものです。

申請地は、菅田連絡所から南東に約1.1km、譲受人の自宅付近などにある、田3筆及び畑12筆になりますが、現在も良好に管理されています。

農業は譲受人家族で年間を通じて従事しており、これまでに耕作に関する問題はありません。

申請書等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われま

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特に質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第71号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。議案第71号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙議案説明資料4ページから18ページまでを併せてご覧ください。

1番、五郎の土地、2筆合計112㎡の案件は、譲受人は現在借家に居住しているが、子供の成長に伴い手狭で不便になったため、申請地を取得して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.5kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、菅田町菅田の土地、2筆合計187㎡の案件は、譲受人は現在親と同居しているが、近々結婚するため現在の居宅では手狭になるため、申請地を取得して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東北東に約4.1kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い

農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、長浜町下須戒の土地、2筆合計429㎡の案件は、工業用水中継ポンプ場設置に係る地質調査のため、申請地を一時的に借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北西に約10.5kmのところに位置し、おおむね300m以内に大洲市大和連絡所が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

4番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の4ページから8ページまでを参考にしてください。

申請地は、5ページの位置図のとおり、喜多小学校から北東へ約1.8kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、6ページの地番地目図のとおり、隣接農地はありませんので、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

11番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の9ページから13ページまでを参考にしてください。

申請地は、10ページの位置図のとおり、肱東中学校から北東へ約300mに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、11ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

3番。

28番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の14ページから18ページまでを参考にしてください。

申請地は、15ページの位置図のとおり、JR伊予出石駅から南西へ約400mに位置する農地になります。

まず、立地基準については事務局説明のとおり、第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのこと、そして「一時転用の妥当性」については、原状回復措置計画を立てており、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第72号『非農地証明について』を議題といたします。事務局の説明を求めま

事務局（次長）

す。失礼いたします。議案第72号「非農地証明について」ご説明申し上げます。議案書3ページ並びに別紙議案説明資料19ページから28ページまでを併せてご覧ください。

1番、多田の土地4, 301㎡の案件は、自然改廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地を20年以上耕作放棄し、全面に竹や雑木が生えてしまったため、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

2番、八多喜町の土地163㎡の案件は、その他適法な転用ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地に昭和46年頃蚕舎を建築し、それを現在は農業用倉庫として利用しており、50年以上農地として利用していないとのことでございます。

建築物は200㎡未満であるため、「農業用施設建設届」にて農業委員会へ届出ですが、今回「非農地証明願」にて申請されました。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

21番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の19ページから22ページまでを参考にしてください。

申請地は、20ページの位置図のとおり、三善公民館から北西へ約1.3kmに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地を20年以上耕作放棄し、全面に竹や雑木が生えてしまったため、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも耕作放棄後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま

す。よって、本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

22番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の23ページから28ページまでを、参考にしてください。

申請地は24ページの位置図のとおり、八多喜公民館から南西へ約600mに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地に昭和46年頃蚕舎を建築し、現在は農業用倉庫として利用しており、50年以上農地として利用していないとの申出です。

申請者の申立て及び、昭和50年撮影の航空写真から、申請地に建物が建築されていることが確認でき、その後も農地として利用されることなく、現在に至っていると認められます。

よって、本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第73号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書の4ページをご覧ください。新規案件のみを説明させていただきます。

3番、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定します。

その他の案件は再設定になりますので、ご確認をお願いします。

以上、利用権設定・件筆数、9件・20筆、利用権設定総面積、38,607㎡。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。